

佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第三十六号

佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第二項並びに」を「から第三項まで及び」に改める。

第三条第一号中「保健所、病院」を「医師及び保健所」に改め、「医師及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第三条 職員の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。</p> <p>一 医師及び保健所その他の施設等において医療業務に従事する歯科医師 年齢六十五年</p> <p>二 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第一項及び第二項並びに第二十八条の三の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第三条 職員の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。</p> <p>一 保健所、病院その他の施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師 年齢六十五年</p> <p>二 略</p>